

令和2年度 第2回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年5月1日(金)
招集場所 健康センター元気館 会議室
2. 出席委員 土居教育長、高倉委員、森岡委員、服部委員、井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名
服部委員、高倉委員

土居教育長：

日程第1

これより、第2回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(13:25～)

日程第2

本日の教育委員会の会議録署名は、服部委員さん、高倉委員さんをお願いをいたします。

日程第3 協議事項

小中学校の分散登校について

土居教育長：

資料を基に説明

国の緊急事態宣言が1箇月程度延長を検討している中で分散登校をするガイドラインを文科省が示すようです。本日は、前回の協議を踏まえて方向を決めておきたいと思えます。国は5月4日に方針を出すようです。これを受けて島根県は、5月6日の午前中に最終決断をし、県立高校へ通知をするということです。同様の通知が市町村にも届いています。県立学校は、7、8日を分散登校日にして学習状況を調べることにしています。出雲市内は感染者がいるために11、12日での分散登校を指示されているようです。しかし、今までの経緯を考慮すると県内同一の体勢にしておくべきだと考えています。そして、5月11日以降の邑南町内の学校については、島根県の5月6日を待って判断をしたいと思えます。5月7、8日については、郡内の教育長と協議をし休業することで合意をしていますのでご理解をいただきたいと思えます。

資料については昨日までのところでの案としております。緊急事態宣言が延長されると予想をして何時までになるか分かりませんが、子どもたちを家庭に任せていたのでは、生活リズムが崩れるとか学習意欲の低下や心身の負担が大きくなって来ると思えます。自治会長会においても子どもの状況を改善して欲しいと

の意見もいただいています。

子どもたちが週一日でも学校に行けるように、町内の学校長にお願いをして合意をしているところです。複式校の場合は分散はせずに、生徒数の多い学校については、地区割りで登校することにしています。これに伴うスクールバスの変更は、一部臨時便を出す予定以外は変更はございません。給食については、東・西センターとも、提供をしてもらえることになっています。

島根県が仮に5月末までの休業措置の要請をしてきた場合でも、この分散登校を続けていってはどうかと考えています。

ご質問はございますか。

森岡委員：

前回の教育委員会で、5月7日から休業を決めた訳ですが、分散登校については国からの指示があったのか。

土居教育長：

臨時の校長会の協議の中で、休業が長期になった時に分散登校の方法もあるのではないかと意見をいただいていたので、今回示しています。

高倉委員：

感染リスクを避けて分散登校をすることはいいと思うが、子ども達の学習保障はどうなるのか。

土居教育長：

具体的には、小学校1年生は、ひらがなの勉強をさせたいと担任からご意見をいただいています。中学校1年生については、まず勉強のやり方について教えたい。復習だけでは補えない部分もあるので予習をしておくことが大事であると説明をしたい。そして、家庭での勉強についてもドリルを中心に教えていき、登校時に教えていきたいという意見がございました。

服部委員：

今の状況がいつまで続くか分からないところはあると思うが、国の方針を待つのではなく、邑南町として議会も含めた話しをしていくべきではないか。長期になるようであれば、学習についてはオンライン授業も考えておいて欲しい。

土居教育長：

一部の学校では、オンライン授業を試行的に行ってはいますが、邑南町での加入率が40%程度のため、すべての家庭に環境があるわけではございません。今

年度中に全学校に wifi 環境を整え、生徒 1 人 1 人に端末の整備を国の経済対策で進めるよう準備をしています。

高倉委員：

このまま登校をしないのではなく、週 1 回の登校はした方がいいと思う。その中で、生活指導もしていてもらいたいと思います。学童についてはどうなるか。

土居教育長：

分散登校をしているときは、登校日以外は学校で預かることにしています。一部は児童クラブでお願いをすることも、福祉課と調整をしています。

今後の措置についての資料について、島根県が 5 月 6 日に判断を出すことになっていますが、島根県知事が学校設置者に休業要請をした場合（A）、島根県の方針に従うが、休業中でも週一日程度は登校をさせることでよろしいでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

なお長期になった場合は、登校日を増やすことも考えています。

また、休業要請しない場合（B）については、町内の一斉登校とします。

資料として、5 月 7、8 日の臨時休業の延長について、保護者あてに配布をします。

特別定額給付金についてお願いします。

大橋生涯学習課長：

特別定額給付金について連休明けから封入作業が始まるため、全課の職員で対応をすることになります。本来であれば、本庁・支所での手続きになりますが、非常に混み合うため、公民館で対応することで総務課と協議をし、13 日からの対応に準備を進めていきます。

土居教育長：

業務体制について

大橋生涯学習課長：

現在、教育委員会としては、事務所と視聴覚室に別れて業務を行っています。しかし、目標の 8 割を達成していないために、時差出勤をすることにしました。

早出で朝7時から、通常勤務の8時30分、遅出で昼12時からの時差出勤で進めて行きます。また、本庁の職員がアリーナでの分散業務をするために職員が来ることになりますが、教育委員会の職員との接触を避けるために動線を分けています。

土居教育長：

次回の教育委員会の日程について

5月21日（木）元気館 健康指導室 13：30～

日程第7 閉会宣言

以上で、第2回目を終了します。

(～14:18)